

公益通報受付窓口

以下のどちらかの窓口にご連絡ください

法律事務所(学外窓口)

電話・電子メール・FAX・書面郵送・面談

虎門中央法律事務所内

日本大学公益通報学外窓口担当弁護士

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目1番18号

ヒューリック虎ノ門ビル4階

TEL **03-3591-3793**

FAX 03-3591-3086

e-mail **nu-gakugai-tsuho@torachu.com**

件名に「公益通報」と記載してください。

受付時間 平日10:00～16:00

※受付時間を変更する場合があります。

詳しくは、以下のホームページをご確認ください。

▶ 学外窓口利用における注意事項 ◀

- ・面談を希望する場合は、事前に電話で面談日時を相談してください。面談場所は、上記法律事務所内です。
- ・電話による受付については、受付時間帯に直に対応ができない場合があることをご了承ください。
- ・学外窓口は、公益通報に関する受付・相談窓口であり、弁護士への法律相談等を実施するものではありません(法律相談等はお受けできません)。

コンプライアンス事務局(学内窓口)

日本大学 公益通報受付窓口

〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24

TEL **03-3221-2563**

FAX 03-3221-2570

e-mail **nutsho@nihon-u.ac.jp**

受付時間 平日10:00～17:00

※受付時間を変更する場合があります。

- ・通報等の際には、「公益通報受付・相談シート」を参考にしてください。詳しくは以下のホームページをご確認ください。

日本大学 公益通報



- ・人権侵害やハラスメントに関する相談は
人権相談受付窓口(03-3221-2562)にご連絡ください。

POINT

秘密は守られます

学外窓口の担当弁護士及びコンプライアンス事務局担当者は、法律上、守秘義務が課されています。通報者を特定させる情報については、通報者があらかじめ明示的に同意をした場合などを除き、コンプライアンス事務局の外部に伝達されることは一切ありません。

POINT

匿名でも通報できます

匿名での通報も受け付けます。通報者や調査協力者が匿名を希望している場合、本学は、通報者や調査協力者が誰であるか、詮索を行いません。

ただし、匿名の場合は調査に支障をきたし、対応に限界がある可能性があります。また、調査結果及び再発防止策等につきご連絡できない場合があることをご了承ください。

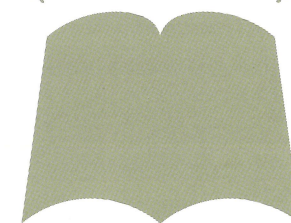
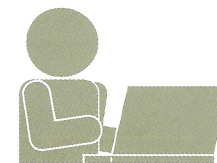
「公益通報」とは、労働者が、職場で発生している又は発生
の可能性がある法令違反行為を不正の目的でなく通報すること
をいいます。

「公益通報受付窓口」では、本大学の教職員等(退職
後1年以内の方、また臨時職員や派遣労働者などを含む)から、
法令違反等についての通報や相談を受け付ける窓口です。必要
に応じて調査や是正措置などを行い、通報・相談内容の解決を
図っています。

4つのポイントを押さえ、
公益通報について知りましょう。

知っていますか？

「公益通報」



通報は
日本大学公益通報受付窓口
にご連絡ください

公益通報を知る4つのポイント

POINT

学内外に窓口を常設しています

学外の法律事務所及びコンプライアンス事務局内に受付窓口を設置し、利用者が安心して通報できる体制を整えています。

コンプライアンス事務局は、公益通報及び人権侵害（ハラスメント）等に対応する部署として、法人内の各部門から独立した組織です。

改正公益通報者保護法が施行されたことを受けて、学内の規程及びガイドラインを整備し、通報者の保護に努めています。

POINT

不利益な扱いは受けません

通報したことを理由とした、懲戒等の処分、嫌がらせ、その他いかなる不利益な取扱いも受けません。

このような報復行為は法律で禁止されています。



こんなことがあったら、公益通報受付窓口を利用してください。

- 上司が業者に相見積もりを頼んだところ、「他の業者の金額を教えてくださいれば謝礼を出す」と持ちかけられ、金額を教えて謝礼を受け取っていた。
- ゼミの教授が調査に必要との名目で、学生から頻繁にお金を集めるが、使途が不明だ。
- 医療過誤があったが、カルテを改ざんして隠蔽しているようだ。
- 業者に架空の取引を指示して、物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の書類を作成して、大学に代金を支払わせた。

- 学内の落とし物を、適切に管理せずに私物化している人がいる。
- 所属長の命令で時間外労働をしたにもかかわらず、相当の手当が支払われない。
- 同僚が、職場の近くに引っ越したにもかかわらず、住所変更の手続きをせずに、何年も定期券代を受け取っているようだ。

※実際に法令違反が起きている場合だけでなく、「このままでは、法令違反が起きてしまう」といった場合にも通報が可能です。



通報は次のように処理されます。
安心して通報してください。

公益通報受付窓口

学外と学内に常設された2つの窓口で通報や相談を受け付けます。「いつ」「どこで」「何を」「どのように」「何のために」「なぜ生じたのか」を整理してください。



コンプライアンス事務局長と指定の法律事務所が調査実施の必要性を検討します。

調査・是正措置

事実関係の調査は、弁護士等の専門家をもって構成された調査チームが行います。通報者等の秘密を守るため調査の方法には十分配慮します。
法令違反等が判明した場合は、是正措置と再発防止策を講じます。必要に応じ、関係者の処分や関係行政機関へ報告します。



フォローアップ

是正措置が適切に機能し、問題が再発していないかを確認します。必要に応じて新たな是正措置を講じ、問題の解決に努めます。

結果通知

是正措置結果を通報者に連絡します。連絡の内容、方法などは被通報者や調査に協力した方の信用・名誉・プライバシーにも配慮します。

